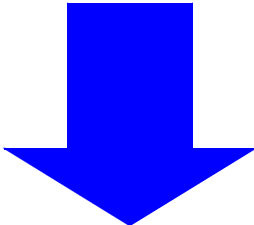


在留資格認定証明書交付申請制度の創設経緯

査証申請

- 本邦に入国を希望する外国人は、原則、来日前に我が国の在外公館等で査証の発給の申請を行うこととされている。
- 在外公館で受付した査証申請は、在外公館から我が国の外務省、法務省を経由して地方入国管理局等に送付され、審査が行われた後、査証発給の可否について外務省に回答。
- 査証発給までに相当の日数を要するのが通例。



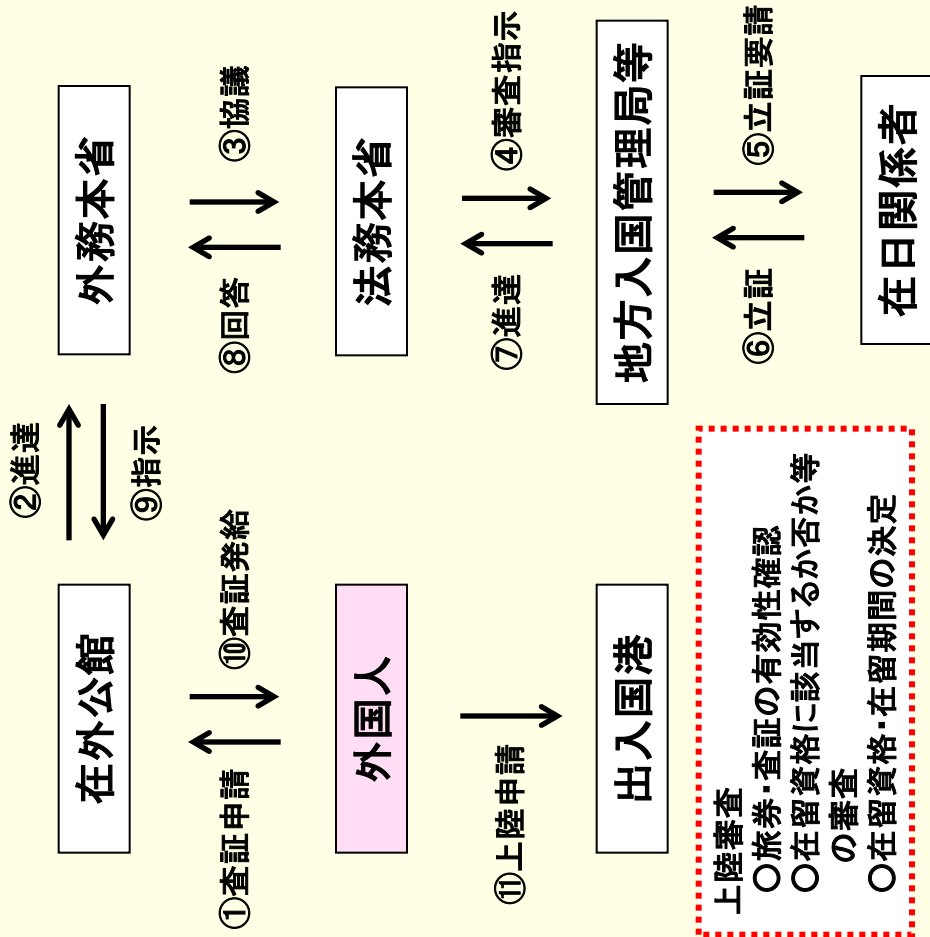
入国審査手続の簡易・迅速化を図るため、平成元年に入管法を改正

在留資格認定証明書交付申請制度の創設

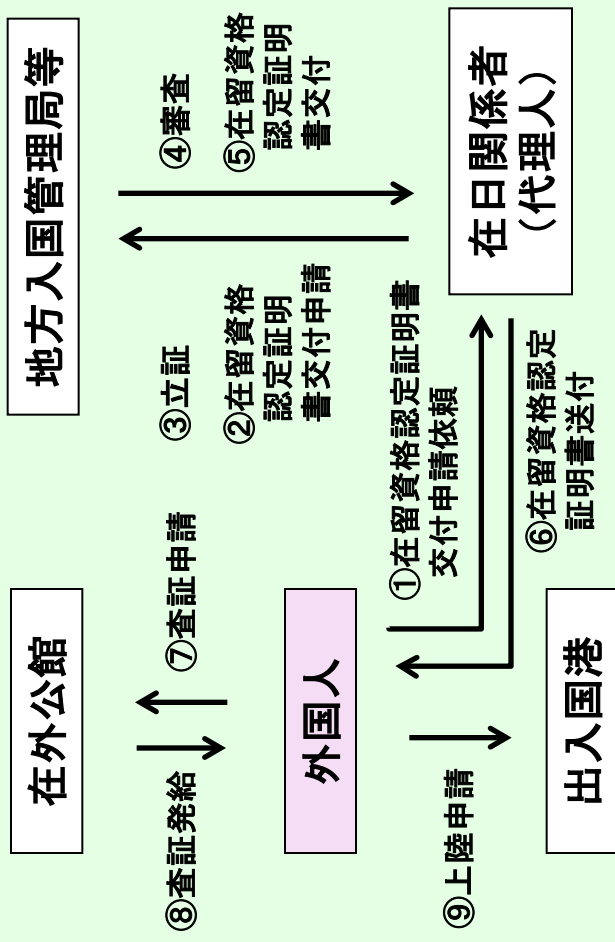
- 在留資格認定証明書交付申請制度は、人定事項の確認、申請意思の確認、事実関係の確認に支障をきたすことのないよう申請人本人又は代理人が本邦に在留している場合に、本邦の地方入国管理局等において当該申請を行うことができることとしたもの。
- 地方入国管理局等においては、資格該当性等について審査を行い、資格該当性等があると認められるときに認定証明書を交付。
- 地方入国管理局長が相当と認める場合は、申請人本人又は代理人の出頭義務を免除し、弁護士又は行政書士等による申請の取次を認めている。ただし、その場合であっても、申請人本人又は代理人が申請時に本邦に在留していることが必要。

査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の連続の流れ

査証申請（法務省に協議される場合）



在留資格認定証明書交付申請



在留資格認定証明書交付申請制度の概要

1 出入国管理及び難民認定法（抄）

- 第7条の2 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人（本邦において別表第1の3の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行うとす者を除く。）から、あらかじめ申請があったときは、当該外国人が前条第1項第2号に掲げる条件に適合している旨の証明書を交付することができる。
- 2 前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者を代理人としてこれを行うことができる。

2 主な在留資格別代理人の例

代理人となることができる者

代理人となることができる者	在留資格
本人が所屬して活動を行うこととなる又は本人と契約を結んだ本邦の機関の職員	教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習、文化活動、留学、研修
本邦に居住する本人の親族	文化活動、留学、家族滞在、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等 定住者

3 申請取次ぎ制度について

申請取次ぎ制度は、申請時の本人又は代理人の出頭原則の例外として、出入国管理及び難民認定法施行規則において規定された制度であり、申請等の増加による窓口の混雑緩和や申請人等の負担軽減を図るために設けられた。

在留資格認定証明書交付申請においては、本邦にある外国人（申請人本人）又は代理人から依頼を受けた取次者（当局に対し届出を行った弁護士や行政書士等）が当該外国人等に代わって地方入国管理局に出頭し申請書の提出を行うことができるとされている。